

## 第 2 章

# 原子力災害事前対策

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

#### (1) 防災業務計画に関する協議

県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

#### (2) 防災要員の現況等の届出の受理

県は、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、それを受理し、把握しておくものとする。また、県は、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

### 第3節 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査

県は、必要に応じ、原子力事業者に対して報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯するものとする。

### 第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

#### (1) 原子力防災専門官との連携

県は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難等計画の策定を含む）などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

#### (2) 地方放射線モニタリング対策官との連携

県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備に係る協力、緊急時モニタリング、他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。
- (2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係市町、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 県と関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町村から都道府県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県職員が情報収集のために被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次に掲げる事項を参考として内容を定め、事業者及び関係機関に周知する。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

#### (2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

#### (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

#### (4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

#### (5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

#### (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

### 2 情報の分析整理

#### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

#### (3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設等に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

##### ①原子力発電所に関する資料

- イ 原子力事業者防災業務計画等（資料1-2-1～2）
- ロ 女川原子力発電所施設の状況（資料1-4-1）
- ハ 女川原子力発電所プラント系統図（資料1-4-2）

##### ②社会環境に関する資料

- イ 種々の縮尺の原子力発電所周辺地域図（資料1-4-3）
- ロ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障害者、乳幼児等。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。）

人口に関する資料（資料 2-3-1～5）

- ハ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、港湾、ヘリポート及び空港等交通手段（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

道路及び陸上輸送に関する資料（資料 2-3-6～9）

港湾及び海上輸送に関する資料（資料 2-3-10～13）

ヘリポート及び航空輸送に関する資料（資料 2-3-14～16）

- ニ 避難所等及び屋内退避に適するコンクリート建物及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

避難者収容施設に関する資料（資料 2-3-17～18）

- ホ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等の原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

周辺地域の特定施設に関する資料（資料 2-3-19）

- ヘ 被ばく医療施設（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）

緊急時医療施設に関する資料（資料 2-3-20～22）

- ト 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

物資等の調達に関する資料（資料 2-3-23～24）

③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- イ 周辺地域及び海域の気象・海象（過去 2 年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する情報等を含む。）

気象・海象に関する資料（資料 2-3-25～27）

- ロ 平常時環境放射線モニタリング（過去 2 年間の統計値）

平常時環境放射線モニタリングに関する資料（資料 2-3-28～31）

- ハ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等

飲料水に関する資料（資料 2-3-32～33）

- ニ 農林水産物の生産及び出荷状況

農林水産物に関する資料（資料 2-3-34～40）

- ホ 線量換算係数等に関する資料

線量換算係数等（資料 2-15-1）

④防災対策に活用する施設、設備、資機材等（関係章節において掲載）

- イ 通信連絡設備等に関する資料
- ロ 防護資機材等に関する資料
- ハ 広報施設等に関する資料
- ニ モニタリング設備・機器に関する資料
- ホ 医療活動用資機材等（安定ヨウ素剤を含む）に関する資料

⑤防災対策の実施に関する資料（関係章節において掲載）

- イ 各種協定、規制等に関する資料
- ロ 各種要領、様式等に関する資料
- ハ 防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者リスト等）
- ニ その他

### 3 通信手段の確保

県、国、関係市町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

#### （1）専用回線網の整備

##### ①専用回線網の整備

県と国は、緊急時における県と国及び県と関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網を整備・維持するものとする。

##### ②対策拠点施設等との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、対策拠点施設等と県及び関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

#### （2）通信手段・経路の多様化

##### ①防災行政無線の確保・活用

県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

##### ②災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

##### ③機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努めるものとする。

##### ④多様な情報収集・伝送システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の情報を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

#### ⑤災害時優先電話等の活用

県は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

#### ⑥通信輻輳の防止

県は、関係市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるなど関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

#### ⑦非常用電源等の確保

県は、所在市町、関係周辺市町及び関係機関と連携し、対策拠点施設等及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。

#### ⑧保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

通信連絡設備等に関する資料（資料2-3-41～45）参照

### 第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

#### 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

県は、警戒事態（Alert）等に至った場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

#### 2 災害対策本部体制等の整備

県は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）又は全面緊急事態（General Emergency）に至った場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び意思決定者からの情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

#### 3 対策拠点施設等における立ち上げ準備体制等

##### （1）対策拠点施設等における現地災害対策本部立ち上げ準備体制

県は、施設敷地緊急事態に至った場合、直ちに国及び関係市町と協力して、対策拠点施設等における現地災害対策本部を立ち上げられるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

## (2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設等において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設等への派遣手段等も定めておくものとする。

## 4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制

### (1) 原子力災害合同対策協議会の設置

県は、原災法第15条に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設等に設置するものとする。

### (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員

原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地災害対策本部長並びに関係市町及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から構成され、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

### (3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する県の職員

対策拠点施設等において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

## 5 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、関係市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

## 6 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者より原災法第10条に基づく特定事象発生の通報を受けた場合（施設敷地緊急事態）、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 7 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係道府県、関係市町、自衛隊、警察本部、



消防本部（局）、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

## 8 応援要請等に基づく受け入れ体制

### （1）広域的な応援協力体制等

①県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

②県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

広域応援協定等（資料２－４－１）参照

### （2）消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

### （3）警察災害派遣隊

県警察は、警察庁、東北管区警察局及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

## 9 自衛隊との連携体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備に努めるものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊との事前の調整を行うものとする。

## 10 対策拠点施設

### （1）対策拠点施設の指定又は変更

県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

### （2）対策拠点施設等の平常時の活用

県及び国は、対策拠点施設等を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

### (3) 対策拠点施設等における非常用通信機器の整備

県及び国は相互に連携して、対策拠点施設等に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。

### (4) 対策拠点施設等の施設・設備等の整備、維持・管理

県及び国は相互に連携して、過酷事故においても活動を継続することができるよう対策拠点施設等の施設・設備、防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

### (5) 対策拠点施設等からの移転等

対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

## 1 1 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

### (1) 安全確保のための資機材の整備

県は、国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

放射線防護資機材等の整備状況（資料2-4-2）参照

### (2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換

県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### 1 情報項目の整理

県は、国及び関係市町と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的内容を整理しておくものとする。この際、分かり易さや正確さに配慮する。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

### 2 情報伝達手段の整備

県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。

広報設備等の状況（資料2-5-1）参照

### 3 住民相談窓口の設置等

県は、国及び関係市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

### 4 要配慮者への情報伝達体制の整備

県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

### 5 多様なメディアの活用体制の整備

県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、公共情報コモンズを活用するものとする。

報道機関一覧（資料2-5-2）参照

## 第9節 モニタリング体制等

緊急時モニタリングは、原子力規制委員会の統括のもとで行うこととなる。この際、緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）が設置され、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等から編成された要員が連携して緊急時モニタリングを実施することとなる。また、これ以外の関係省庁はその支援を行うこととされている。

県は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果をOILに基づく防護措置実施の判断に活用できるように緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

このため、県は、国、関係市町及び原子力事業者等（この節では、以下「モニタリング関係機関」という。）と連携し、緊急時モニタリング計画の策定・修正、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

#### 1 緊急時モニタリング計画の策定及び修正

県は、原子力災害対策指針や国の定める補足参考資料等に基づき、国、関係市町及び原子力事業者の協力を得て、緊急時モニタリング計画を策定するものとし、また、必要に応じて見直しを行うものとする。なお、緊急時モニタリング計画は、事故の状況に応じた具体的なモニタリング実施項目や実施主体等について「緊急時モニタリング実施計画」として国が策定するにあたり、参照されることとなっている。おって、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定及び修正する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを踏まえるものとする。

#### 2 モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モ

ニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

また、県は、オフサイトセンター等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。

県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-6-1）参照

東北電力㈱所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-6-2）参照

環境放射線監視システム図（資料2-6-3）参照

気象・海象観測機器の整備状況（資料2-6-4）参照

### 3 緊急時モニタリング要員の確保

国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員を定めておくものとする。

### 4 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、緊急時モニタリングセンターの役割等に協力するものとする。このため、県現地災害対策本部モニタリング班とその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びモニタリング班長、チームの役割等を定めるとともに、緊急時モニタリングセンターとの連携について定めておくものとする。

緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、初動時においてセンター長が不在の間は、県現地災害対策本部のモニタリング班長が代行する体制とする。

緊急時モニタリング計画（資料3-6-1）参照

### 5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備

#### （1）関係機関との連携

県は、モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時より連絡会、訓練及び研修等を通じて緊密な連携を図るものとする。

#### （2）モニタリング要員の受け入れ等

県は、モニタリング関係機関（指定公共機関を含む）から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、関係市町、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。

#### （3）気象状況に関する資料等の入手

県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等を迅速に受けるため、仙台管区气象台と緊密な連携体制を整備するものとする。

また、県は、防護措置の実施に関して考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておくものとする。

## 6 大気中拡散予測に係るネットワークシステム

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線監視システムとを接続するなど大気中拡散予測に係るネットワークの整備・維持に努めるものとする。

### 第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段的確保等、公衆の被ばく線量評価体制の整備を推進するものとする。

### 第11節 複合災害に備えた体制の整備

県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

### 第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

### 第13節 避難収容活動体制の整備

#### 1 避難等計画の作成についての支援及び調整

##### （1）避難等計画の作成支援

県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難等計画（屋内退避及び避難誘導計画）の作成について以下を踏まえて支援するものとする。

##### ①PAZ内避難等計画に係る考え方

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）ではPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者）等の避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用不適切者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、全面緊急事態（General Emergency）ではPAZ内の住民等の避難が可能な

体制を構築するものとする。

## ②UPZ内避難等計画に係る考え方

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあたっては、先行して行われるPAZ内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。

## ③共通的な事項に係る考え方

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外(UPZ外)とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

## (2) 関係市町の講じておく措置

関係市町は、避難や屋内退避等を実施する場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に避難等に係る計画を定めておくものとする。

### ①防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項

- イ 人口
- ロ 地区の連絡責任者
- ハ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）
- ニ 移送を要する推定人員
- ホ その他必要な事項

### ②広域避難等のために定めておく事項

- イ 避難所・避難場所、集合場所等
- ロ 避難経路及び避難方法
- ハ その他必要な事項

## 2 避難所等の整備についての助言

### (1) 避難所等の整備

県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所・避難場所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。

避難所・避難場所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係市町と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車

両等を確保するものとする。

### (3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。

### (4) 避難等に係る手順の整備

県及び関係市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

### (5) 応急仮設住宅等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

### (6) 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

### (7) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

### (8) 避難所等における設備等の整備

県及び関係市町は、避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

### (9) 物資の備蓄に係る整備

県及び関係市町は、避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所等として確保した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

## 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言

(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

①要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民

生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

②要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。

③避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

④必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。

⑤市町村に対し、避難行動要支援者の避難支援プラン等を整備することを助言するものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### 4 学校等施設における避難等計画の整備についての助言

学校等施設の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難等計画を作成するものとする。

また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

#### 5 不特定多数の者が利用する施設における避難等計画の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

#### 6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言

県は、関係市町に対し、関係市町が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。



## 7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

## 9 避難所・避難方法等の周知についての助言

県は、関係市町等に対し、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難等計画を関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

## 第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

### 1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、関係市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

## 第15節 緊急輸送活動体制の整備

### 1 専門家の輸送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

### 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

#### （1）輸送拠点等の把握

県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災

害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

#### (2) 道路交通管理体制の整備等

県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備も含め、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結及び内容の見直し等に努めるものとする。

#### (3) 広域的な交通管理体制の整備

県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

#### (4) 運転者のとるべき措置についての周知

県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者のとるべき措置について周知を図るものとする。

#### (5) 道路管理の充実

県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送道路を確保するため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報の提供に努めるなど、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

#### (6) 臨時ヘリポート等

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。

#### (7) 運送事業者等との連携

県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

#### (8) 物資の輸送等に関する環境整備

県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

#### (9) 緊急通行車両標章事前届出制度の普及の推進

県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとな

ることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備

### 1 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町等と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町等に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

### 2 消火活動用資機材等の整備及び助言

県は、消火活動用資機材の整備について、平常時から所在市町、原子力事業者等と連携を図るとともに、所在市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。

### 3 救助・救急機能の強化

県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図ることについて、関係市町に対し助言するものとする。

## 第17節 被ばく医療体制等の整備

県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立等被ばく医療実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。

### 1 緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正

県は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時被ばく医療活動マニュアル等を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。

### 2 医療活動用資機材等の整備

#### (1) 放射線測定資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

被ばく医療施設等の整備状況（資料2-10-1）参照

#### (2) 資料の収集、整理

県は、被ばく医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。

### 3 緊急被ばく医療派遣チーム派遣要請体制

県は、被ばく医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

### 4 被ばく医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等

県は、国と協力し、被ばく医療体制の構築、被ばく医療派遣体制及び受け入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

### 5 広域的な被ばく医療体制の構築

県は、国と協力し、被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

### 6 関係機関との連携

県は、被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

### 7 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外で必要とされる地域（以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」とする。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

#### （1）事前配布体制の整備

①県は、P A Zを含む市町等と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

②県及びP A Zを含む市町等は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたり、対象となる住民向けに安定ヨウ素剤の予防服用に関する説明会を開催し、医療に係る事項については、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

③県及びP A Zを含む市町等は、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。なお、説明会に参加できない住民に対しては、別途説明の場を設けるなど、代替措置を併せて講じるものとし、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明を受けられない住民に対し、家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手続きを併せて準備するものとする。

これらの説明会等においては、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うため、必要に応じて薬剤師に医師を補助等させるなどの措置を講ずるものとする。

④県及びP A Zを含む市町等は、住民に事前配布した安定ヨウ素剤について、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布できる体制を構築するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布の仕組みの構築に努めるものとする。

## (2) 緊急時における配布体制の整備

①県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関与する医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。なお、事前配布を希望しない者がいる場合や地域の実情により事前配布に代えて緊急配布の措置を講じる必要があると認められる場合については、これを考慮の上で配布場所等を定めるものとする。

おって、備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに更新を行うものとする。

②県は、関係市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

## (3) 副作用に係る体制の整備

県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

## 第18節 物資の調達、供給活動

(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所・避難場所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 県は、国、関係市町と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所・避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

## 第19節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人

員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

## 第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

- ①放射線物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力発電所の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- ⑦要配慮者への支援に関すること
- ⑧緊急時にとるべき行動に関すること
- ⑨避難所等での運営管理、行動等に関すること

(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が指定した避難所等以外に住民が避難した場合に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。

(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第21節 防災業務関係者の人材育成

(1) 他機関の行う研修の活用

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

## (2) 研修の実施

県は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- ①原子力防災体制及び組織に関すること
- ②原子力発電所の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時モニタリングの実施方法、機器及び気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること
- ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩その他緊急時対応に関すること

## 第22節 防災訓練等の実施

### 1 訓練計画の策定等

#### (1) 要素別訓練等の計画策定

県は、国、原子力事業者の支援のもと、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②対策拠点施設等への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練
- ③緊急時通信連絡訓練
- ④緊急時モニタリング訓練
- ⑤気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- ⑥被ばく医療訓練
- ⑦周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑧周辺住民避難訓練
- ⑨人命救急活動訓練

#### (2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画

県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難、被ばく医療等に関して県が行うべき防災対策や複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

### 2 訓練の実施

#### (1) 要素別訓練等の実施

県は、訓練計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を

組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

#### (2) 総合的な防災訓練の実施

県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

#### (3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

### 3 実践的な訓練の実施と事後評価

#### (1) 実践的な訓練の実施

県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会及び原子力事業者の協力を受けて作成した複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオの採用、参加者にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上に繋がる実践的なものとなるように工夫することとする。

#### (2) 訓練の事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

#### (3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第23節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。

#### (1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置

東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。

#### (2) 航空自衛隊の措置

航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。

航空自衛隊が実施する措置（資料2-14-1）参照



## 第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第25節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県は、国、関係市町、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）や除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。